

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (I Pバックボーンサービス)

目次

第1章 総則.....	3
第1条 適用.....	3
第2条 用語の定義.....	3
第2章 I Pバックボーンサービスの種類.....	3
第3条 I Pバックボーンサービスの種類.....	3
第3章 I Pバックボーンサービスの提供区間等.....	4
第4条 I Pバックボーンサービスの提供区間等.....	4
第4章 契約.....	4
第1節 インターネットGWサービスに係る契約.....	4
第5条 インターネットGW契約の単位.....	4
第6条 インターネットGWサービス区域.....	4
第7条 加入者回線又は契約者回線の終端.....	4
第8条 加入者回線等又は契約者回線の収容.....	4
第9条 インターネットGW契約申込みの方法.....	4
第9条の2 インターネットGW契約申込みの承諾.....	5
第10条 最低利用期間.....	5
第11条 区別等の変更.....	5
第12条 加入者回線又は契約者回線の移転等.....	5
第12条の2 回線収容部の変更.....	5
第12条の3 特定協定事業者の契約の解除等に伴うインターネッ トGW契約の扱い.....	6
第12条の4 インターネットGW契約に基づく権利の譲渡.....	6
第13条 その他の契約内容の変更.....	6
第2節 I S Pプラットフォームサービスに係る契約.....	6
第14条 I S Pプラットフォーム契約の単位.....	6
第15条 I S Pプラットフォームサービス区域.....	6
第16条 契約者回線の終端.....	6
第17条 契約者回線の収容.....	7
第18条 I S Pプラットフォーム契約申込みの方法.....	7
第19条 I S Pプラットフォーム契約申込みの承諾.....	7
第20条 最低利用期間.....	7
第21条 契約者回線の移転.....	7
第22条 他網接続ポートの変更.....	7
第23条 I S Pプラットフォーム契約に基づく権利の譲渡.....	7
第24条 所属V P Nグループの変更.....	7
第25条 V P Nグループの廃止.....	8
第26条 当社が行う I P通信網契約の解除.....	8
第27条 その他の契約内容の変更.....	8
第5章 付加機能.....	8
第27条の2 付加機能の変更.....	8
第27条の3 付加機能の最低利用期間.....	8
第6章 通信.....	9
第28条 料金適用上必要な事項の測定等.....	9
第7章 料金等.....	9
第1節 料金等の支払義務.....	9
第29条 I Pバックボーンサービスに係る料金等の支払義務.....	9

第2節 保証金	10
第30条 保証金.....	10
第8章 損害賠償	10
第31条 責任の制限.....	10
第31条の2 免責.....	11
第9章 雑則	11
第32条 不可抗力.....	11
第33条 I Pバックボーンサービスの廃止.....	11
第34条 利用に係る I P通信網契約者の義務.....	11
第35条 I Pバックボーン契約者に対する通知.....	11
第36条 I Pバックボーン契約者からの通知.....	12
別記	
1 I Pアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等.....	13
2 インターネットGWサービスに係るコネクティビティの提供等.....	13
3 インターネットGWサービスに係る回線制御装置の提供等.....	14
4 トラフィックレポート一括ダウンロードの提供等.....	15
料金表	
通則	17
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	30
第1 利用料金.....	30
第2 手続きに関する料金.....	57
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	58
第3表 附帯サービスに関する料金	64
第1 I Pアドレスの登録又は変更登録に関する料金.....	64
第2 ドメイン名の登録又は変更登録に関する料金.....	64
第3 コネクティビティ使用料.....	64
第4 コネクティビティ工事費.....	64
第5 回線制御装置使用料.....	65
第6 回線制御装置手数料.....	70
第7 回線制御装置工事費.....	70
第8 トラフィックレポート一括ダウンロード利用料.....	70
第9 支払証明書の発行手数料.....	71

第1章 総則

(適用)

第1条 IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりIPバックボーンサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 IPバックボーン契約	当社からIPバックボーンサービスの提供を受けるための契約
2 IPバックボーン契約者	当社とIPバックボーン契約を締結している者
3 インターネットGW契約	IPバックボーン契約であって、当社からインターネットGWサービスの提供を受けるための契約
4 インターネットGW契約者	IPバックボーン契約者であって、当社とインターネットGW契約を締結している者
5 ISPプラットフォーム契約	IPバックボーン契約であって、当社からISPプラットフォームサービスの提供を受けるための契約
6 ISPプラットフォーム契約者	IPバックボーン契約者であって、当社とISPプラットフォーム契約を締結している者
7 他網接続ポート	ISPプラットフォームサービス(料金表通則に規定する他網接続タイプに限ります。)においてIP通信網と相互接続点の間に当社が設置する機器
8 VPNグループ	相互に通信を行うことができるISPプラットフォーム契約に係る契約者回線又は他網接続ポートから構成されるグループ
9 代表者	同じVPNグループに属する契約者のうち、VPNグループの設定、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者
10 冗長化グループ	通信の冗長化を図ることができるISPプラットフォーム契約に係る契約者回線又は他網接続ポートから構成されるグループ

第2章 IPバックボーンサービスの種類

(IPバックボーンサービスの種類)

第3条 IPバックボーンサービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 インターネットGWサービス	インターネットプロトコルにより通信を行うIPバックボーンサービス
2 ISPプラットフォームサービス	VPNグループを設定し、イーサネットフレームにより通信を行うIPバックボーンサービス

2 IPバックボーンサービスには、料金表通則に規定する区別、区分、品目及び通

信又は保守の態様による細目（以下「区別等」といいます。）があります。

- 3 インターネットGWサービスの提供にあたっては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 IPバックボーンサービスの提供区間等

（IPバックボーンサービスの提供区間等）

第4条 当社のIPバックボーンサービスは、共通編別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第4章 契約

第1節 インターネットGWサービスに係る契約

（インターネットGW契約の単位）

第5条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の契約者回線又は1の加入者回線等ごとに1のインターネットGW契約を締結します。

- 2 前項の場合、インターネットGW契約者は、1のインターネットGW契約につき1人に限ります。

（インターネットGWサービス区域）

第6条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところによりインターネットGWサービス区域を設定します。

（加入者回線又は契約者回線の終端）

第7条 当社は、インターネットGW契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、インターネットGW契約者と協議します。
- 3 当社は、IP通信網サービス取扱所内において、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

（加入者回線等又は契約者回線の収容）

第8条 加入者回線又は契約者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

- 2 他社接続契約者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の回線収容部に収容します。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（インターネットGW契約申込みの方法）

第9条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、インターネットGW契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法によりインターネットGW契約の申込みを行っていただきます。

- (1) インターネットGWサービスの区別等
- (2) 加入者回線等又は契約者回線に係る終端の場所
- (3) 他社接続契約者回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（他社接続契約者回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社がインターネットGWサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(インターネットGW契約申込みの承諾)

第9条の2 当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）のほか、次に掲げる場合には、そのインターネットGW契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) インターネットGW契約の申込みをした者が、他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者とならないとき。
- (2) 他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となる時。
- (3) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(最低利用期間)

第10条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、インターネットGWサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次に掲げる最低利用期間が適用される料金の種類ごとに、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 料金表第1表に定める基本最低利用基準額に適用されるもの（以下「基本最低利用期間」といいます。）

インターネットGWサービスの提供を開始した日から起算して1年間

- (2) 料金表第1表に定める接続最低利用基準額に適用されるもの（以下「接続最低利用期間」といいます。）

インターネットGWサービスの提供を開始した日又は料金表通則に定める契約者回線等の区分の変更（他社接続契約者回線に係る特定協定事業者を他の特定協定事業者へ変更することを含みます。）があった日から起算して1年間

3 インターネットGW契約者は、前項の最低利用期間内にインターネットGW契約の解除、インターネットGWサービスの区別等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(区別等の変更)

第11条 インターネットGW契約者は、インターネットGWサービスの区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）及び第9条の2（インターネットGW契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線又は契約者回線の移転等)

第12条 インターネットGW契約者は、加入者回線若しくは契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第12条の2 インターネットGW契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。この場合、当社は、前項の届出を工事を要する請求として取り扱います。

ただし、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号及び第9条の2（インターネットGW契約申込みの承諾）第1項各号のいずれかに該当するときは、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、インターネットGW契約者は、インターネット

GWサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのインターネットGW契約者にそのことを通知します。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴うインターネットGW契約の扱い)

第12条の3 当社は、インターネットGW契約者から接続中止（インターネットGW契約に係る他社接続契約者回線が、契約の解除、利用休止又はその他の事由により、インターネットGWサービスと接続されなくなることをいいます。以下この条において同じとします。）する旨の届出があったとき又は当社が接続中止の事実を知ったときは、そのインターネットGW契約を解除します。

ただし、その接続中止が料金表通則に定める契約者回線等による区分を変更することに伴い発生する場合、又は接続中止すると同時にそれに相当する他社接続契約者回線との接続を開始する場合は、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、インターネットGW契約者とそのインターネットGW契約に係る他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、そのインターネットGW契約を解除することがあります。

(インターネットGW契約に基づく権利の譲渡)

第12条の4 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定によりインターネットGW利用権（インターネットGW契約者がインターネットGW契約に基づいてインターネットGWサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) インターネットGW利用権を譲り受けようとする者が、他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) その譲渡後に、他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるとき。
- (3) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、第9条（インターネットGW契約申込みの方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第9条の2（インターネットGW契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第2節 ISPプラットフォームサービスに係る契約

(ISPプラットフォーム契約の単位)

第14条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の契約者回線又は1の他網接続ポートごとに1のISPプラットフォーム契約を締結します。

2 前項の場合、ISPプラットフォーム契約者は、1のISPプラットフォーム契約につき1人に限ります。

(ISPプラットフォームサービス区域)

第15条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、ISPプラットフォームサービス区域を設定します。

2 当社は、ISPプラットフォームサービス区域を、ISPプラットフォーム契約の申込みをする者及びISPプラットフォーム契約者に開示します。

(契約者回線の終端)

第16条 当社は、IP通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(契約者回線の収容)

第17条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある I P 通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の I P 通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

(I S P プラットフォーム契約申込みの方法)

第18条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、 I S P プラットフォーム契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により I S P プラットフォーム契約の申込みを行っていただきます。

- (1) I S P プラットフォームサービスの区別等
- (2) 契約者回線の終端又は他網接続ポートの場所
- (3) 所属する 1 の V P N グループ (以下「所属 V P N グループ」といいます。)
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たに V P N グループを設ける申込みであるときは、その V P N グループの代表者を定めて契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(I S P プラットフォーム契約申込みの承諾)

第19条 当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) のほか、所属 V P N グループの代表者の承諾がない場合には、その I S P プラットフォーム契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第20条 共通編第11条 (最低利用期間) に規定する最低利用期間として、 I S P プラットフォームサービスには、料金表第1表 (料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、 I S P プラットフォームサービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 I S P プラットフォーム契約者は、前項の最低利用期間内に I S P プラットフォーム契約の解除又は I S P プラットフォームサービスの区別等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線の移転)

第21条 I S P プラットフォーム契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 規定に準じて取り扱います。

(他網接続ポートの変更)

第22条 I S P プラットフォーム契約者は、他網接続ポートの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 規定に準じて取り扱います。

(I S P プラットフォーム契約に基づく権利の譲渡)

第23条 当社は、共通編第13条 (I P 通信網契約に基づく権利の譲渡) 第2項の規定により I S P プラットフォーム利用権 (I S P プラットフォーム契約者が I S P プラットフォーム契約に基づいて I S P プラットフォームサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか所属 V P N グループの代表者の承諾がない場合を除いて、これを承認します。

(所属 V P N グループの変更)

第24条 I S P プラットフォーム契約者は、所属 V P N グループの変更 (その I S P プラットフォーム契約者の所属先となる V P N グループを変更することその他の変

更（新たにVPNグループを設けることを含みます。）をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項に規定するほか、ISPプラットフォーム契約者は、代表者を同一の所属VPNグループの他のISPプラットフォーム契約者に変更することを請求することができます。この場合において、当社は、その所属VPNグループのISPプラットフォーム契約者全員の承認が得られる場合に限り、その請求を承諾します。
- 3 前2項の請求があったときは、当社は、第19条（ISPプラットフォーム契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（VPNグループの廃止）

第25条 当社は、次の場合には、そのISPプラットフォーム契約に係るVPNグループを廃止します。

- (1) 代表者からそのVPNグループの廃止の申出があったとき。
- (2) 代表者に係るISPプラットフォーム契約について契約の解除があったときであって、前条第2項に規定する代表者の変更の請求がないとき。

（当社が行うIP通信網契約の解除）

第26条 当社は、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）のほか、次に掲げる場合には、そのISPプラットフォーム契約を解除することがあります。

- (1) その所属VPNグループにおいて、ISPプラットフォーム契約（料金表通則に定めるセンタータイプに限ります。）が存在しないとき。
- (2) そのVPNグループが廃止されたとき。

（その他の契約内容の変更）

第27条 当社は、ISPプラットフォーム契約者から請求があったときは、第18条（ISPプラットフォーム契約申込みの方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第5章 付加機能

（付加機能の変更）

第27条の2 IPバックボーン契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第18条（付加機能の提供）第2項の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の最低利用期間）

第27条の3 付加機能（料金表第1表（料金）に規定する大量通信制御機能及びトラフィック制御機能に限ります。以下本条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1年間（トラフィック制御機能については、その提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間）とします。

ただし、そのIPバックボーン契約者が付加機能（トラフィック制御機能を除きます。以下本項において同じとします。）の廃止と同時に、新たに他のIPバックボーン契約で付加機能の利用を開始する場合、付加機能の提供を開始した日は、なお従前のおりとしします。

- 3 IPバックボーン契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第29条（IPバックボーンサービスに係る料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料（料金表第1表に規定する大量通信制御機能（GINタイプ1に係る加算料を除きます。）及びトラフィック制御機能に係るもの）に限ります。以下本条において同じとします。）に相当する

額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。この場合において、当社は、付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）を日割しません。

- 4 I Pバックボーン契約者は、最低利用期間内に付加機能の区分の変更があった場合は、変更前の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

第6章 通信

（料金適用上必要な事項の測定等）

第28条 I Pバックボーンサービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

（I Pバックボーンサービスに係る料金等の支払義務）

第29条 I Pバックボーン契約者は、その契約に基づいて当社がI Pバックボーンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するI Pバックボーンサービスの態様に依りて料金表第1表（料金）に規定するI Pバックボーン契約に係る利用料金の支払いを要します。

ただし、付加機能利用料について料金表第1表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、I Pバックボーンサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、I Pバックボーン契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、I Pバックボーン契約者は、次の場合を除き、I Pバックボーンサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I Pバックボーン契約者の責めによらない理由により、そのI Pバックボーンサービスを全く利用できない状態（料金表第1表（料金）に規定するJ P N A Pに係る通信における当該状態を除き、その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI Pバックボーンサービスについての料金（付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）及び付加機能利用料（大量通信制御機能のG I Nタイプ1に係るものに限ります。）の加算料を除きます。）

<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその I Pバックボーンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I Pバックボーンサービスについての料金（付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）及び付加機能利用料（大量通信制御機能の G I Nタイプ 1に係るものに限ります。）の加算料を除きます。）</p>
<p>3 I Pバックボーンサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I Pバックボーンサービスについての料金（付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）及び付加機能利用料（大量通信制御機能の G I Nタイプ 1に係るものに限ります。）の加算料を除きます。）</p>

- 3 I Pバックボーン契約者は、当社が測定した利用速度と料金表第 1 表の規定とに基づいて算定した利用料金（定額利用料の加算料に限ります。以下本条第 4 項まで同じとします。）の支払いを要します。
- 4 前項のほか、I Pバックボーン契約者は、利用料金について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、I Pバックボーン契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 5 当社は、料金表第 1 表に定める代表課金の対象となっている契約者回線又は他網接続ポートが属する V P Nグループについては、本条第 2 項 2 号に規定する全く利用できない状態を、その代表課金に係るすべての V P Nグループに属するすべての I S Pプラットフォームサービスが全く利用できない状態と読み替えて取り扱うこととします。以下 I S Pプラットフォームサービスを全く利用できない状態が関係する規定において同じとします。
- 6 前 5 項の規定にかかわらず、利用料金の扱いについて、料金表通則に S L Aに係る料金の扱いの定めがある場合は、その定めるところによります。
- 7 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 2 節 保証金

（保証金）

第30条 当社が別途定める信用度基準を I Pバックボーン契約者が満たしていない場合、I Pバックボーン契約者は、当社が別に定める条件に基づき保証金を支払うものとします。I Pバックボーン契約者による保証金の支払いが行われない場合、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）の規定に関わらず当社は申込を受諾しないことがあります。

第 8 章 損害賠償

（責任の制限）

第31条 共通編第38条（責任の制限）第 1 項の場合において、当社は、I Pバックボーンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに

日数を計算し、その日数に対応するそのIPバックボーンサービスに係る次に掲げる利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第1表に規定する利用料金（定額利用料の加算料、付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）及び付加機能利用料（大量通信制御機能のGINタイプ1に係るものに限ります。）の加算料を除きます。）
 - (2) 料金表第1表に規定する定額利用料の加算料（IPバックボーンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 2 共通編第38条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (注1) 第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IPバックボーンサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する利用料金とします。
- (注2) 第1項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第31条の2 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するIPバックボーン契約者の費用については負担しません。

第9章 雑則

(不可抗力)

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりIPバックボーン契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(IPバックボーンサービスの廃止)

- 第33条** 当社は、IPバックボーンサービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定によるIPバックボーンサービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのIPバックボーンサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、IPバックボーンサービスの一部又は全部の廃止に伴い、IPバックボーン契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、第1項の規定によりIPバックボーンサービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめIPバックボーン契約者に通知します。

(利用に係るIP通信網契約者の義務)

第34条 ISPプラットフォーム契約者は、共通編第42条（利用に係るIP通信網契約者の義務）のほか、次のことを守っていただきます。

ISPプラットフォームサービスを利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。

(IPバックボーン契約者に対する通知)

第35条 IPバックボーン契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時を持って、IPバックボーン契約者に対する通知が完了したものとします。

- (2) I Pバックボーン契約者がI Pバックボーン契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たI Pバックボーン契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はF A X番号宛にF A Xを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、I Pバックボーン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) I Pバックボーン契約者がI Pバックボーン契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たI Pバックボーン契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、I Pバックボーン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、I Pバックボーン契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(I Pバックボーン契約者からの通知)

第36条 I Pバックボーン契約者（他社接続契約者回線と接続して提供するI Pバックボーンサービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。）は、他社接続契約者回線について、第9条（インターネットGW契約申込みの方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 I Pバックボーン契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、I Pバックボーンサービスへの接続が出来ない場合があります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用休止
- (2) 利用権の譲渡
- (3) 契約の解除
- (4) 地位の承継
- (5) 他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

別記

1 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、そのインターネットGW契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にそのインターネットGW契約に係るIPアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にそのインターネットGW契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下1において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにそのインターネットGW契約に係るJPNICデータベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (3) インターネットGW契約者が利用するドメイン名（そのインターネットGW契約に係るもの（利用停止されているもの及び共通編第42条（利用に係るIP通信網契約者の義務）に定める義務に違反していると当社が判断するものを除きます。）に限ります。）は、インターネットGW契約者からドメイン名の廃止の請求がない限り、1年ごとにドメイン名の利用の更新が行われます。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表に規定する更新に関する料金の支払いを要します。
- (4) インターネットGW契約者は、ドメイン名を利用している場合において、インターネットGW契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下1において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、インターネットGW契約者は、料金表第3表に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

2 インターネットGWサービスに係るコネクティビティの提供等

- (1) 当社は、インターネットGW契約者（料金表通則に規定するハウジング利用に係る者に限ります。以下2において同じとします。）から請求があったときは、そのインターネットGWサービスに係るコネクティビティ（IP通信網サービス取扱所内におけるインターネットGWサービスに係る電気通信回線の終端と当社の施設又は当社が指定する施設に設置されるインターネットGW契約者の設備との間に設置するケーブル等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、コネクティビティの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) コネクティビティを設置するために必要な場所は、インターネットGW契約者から提供していただきます。
- (4) コネクティビティに必要な電気は、インターネットGW契約者から提供していただきます。
- (5) インターネットGW契約者がコネクティビティを使用することができなくな

- ったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社がコネクティビティを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりコネクティビティに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、そのコネクティビティと接続するインターネットGWサービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。
 - (7) インターネットGW契約者は、当社が設置したコネクティビティを善良な管理者の注意をもって使用していただきます。
 - (8) インターネットGW契約者は、(7)の規定に違反してコネクティビティを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - (9) インターネットGW契約者は、当社が設置したコネクティビティについて、コネクティビティの廃止、インターネットGW契約の解除、インターネットGWサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのコネクティビティを使用する権利を失ったときは、そのコネクティビティをインターネットGW契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりIP通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
 - (10) インターネットGW契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
 - (11) インターネットGW契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還に関し、当社がそのコネクティビティをその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

3 インターネットGWサービスに係る回線制御装置の提供等

- (1) 当社は、インターネットGW契約者（料金表通則に規定するOCNタイプのコース1の通常メニューに係る者に限ります。以下3において同じとします。）から請求があったときは、そのインターネットGWサービスに係る回線制御装置（インターネットGW契約者が、そのインターネットGW契約に係るインターネットGWサービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、料金表第3表に定めるところにより回線制御装置に係るオプションサービスを提供します。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転、オプションサービスの利用又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、インターネットGW契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (4) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、インターネットGW契約者から提供していただきます。
- (5) 回線制御装置に必要な電気は、インターネットGW契約者から提供していただきます。
- (6) インターネットGW契約者が回線制御装置を利用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 当社は、回線制御装置を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、96時間（料金表第3表に規定する保守タイプ2の場合は24時間とします。）

以上その状態が連続したときに限り、そのインターネットGW契約者の損害を賠償します。

- (8) (7)の場合において、当社は、回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその回線制御装置の回線制御装置使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (9) 当社の故意又は重大な過失により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(7)及び(8)の規定は適用しません。
- (10) インターネットGW契約者は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (11) インターネットGW契約者は、(10)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (12) インターネットGW契約者は、回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因してインターネットGWサービスを利用できなかった期間中の利用料金及び回線制御装置使用料の支払いを要します。
- (13) インターネットGW契約者は、当社が設置した回線制御装置について、回線制御装置の廃止、インターネットGW契約の解除、インターネットGWサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その回線制御装置を使用する権利を失ったときは、その回線制御装置をインターネットGW契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりIP通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- (14) インターネットGW契約者は、(13)の規定による回線制御装置の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (15) インターネットGW契約者は、(13)の規定による回線制御装置の返還に関し、当社がその回線制御装置をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

4 トラフィックレポート一括ダウンロードの提供等

- (1) 当社は、ISPプラットフォーム契約者から請求があったときは、トラフィックレポート一括ダウンロード（複数の契約者回線又は他網接続ポート（いずれもISPプラットフォームサービスに係るものであって、請求者と同一名義のものに限り、）に係るトラフィックレポートを一括して取得することができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、ISPプラットフォーム契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) トラフィックレポート一括ダウンロードには、料金表第3表に定めるところにより最低利用期間があります。
- (3) (2)の最低利用期間は、トラフィックレポート一括ダウンロードの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月とします。
- (4) ISPプラットフォーム契約者は、最低利用期間内又はトラフィックレポート一括ダウンロードの提供を開始した日を含む料金月において、トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。
- (5) 当社は、ISPプラットフォーム契約者に、トラフィックレポート一括ダウンロードを利用するためのログインID及びパスワード（以下この別記4において「ID等」といいます。）を付与します。
- (6) ISPプラットフォーム契約者は、ID等を管理する責任を負うものとし、そ

の内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。

- (7) 当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等が付与されたISPプラットフォーム契約者本人によるトラフィックレポート一括ダウンロードの利用とみなします。
- (8) 当社は、当社の責めによらない理由によりID等が第三者に漏洩したことによりISPプラットフォーム契約者に生じた損害について、責任を負いません。
- (9) 当社は、ISPプラットフォーム契約者が(6)の規定に違反して当社の業務遂行又は当社の設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、ID等の変更その他必要な措置をとることがあります。この場合、当該措置によりISPプラットフォーム契約者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
- (10) 当社は、当社の設備の保守上又は工事上等やむを得ない場合は、トラフィックレポート一括ダウンロードの利用を中止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを当社が指定する方法によりISPプラットフォーム契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (11) 当社は、ISPプラットフォームサービスの利用料金の算定又はISPプラットフォームサービスを全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、第28条(料金適用上必要な事項の測定等)、第29条(IPバックボーンサービスに係る料金等の支払義務)及び第31条(責任の制限)の規定に基づき行います。
- (12) 当社は、トラフィックレポート一括ダウンロードを提供すべき場合において、トラフィックレポート一括ダウンロードを提供するための当社の設備に障害が発生してトラフィックレポート一括ダウンロードを全く利用できない状態が生じたときに限り、トラフィックレポート一括ダウンロードに係る料金の支払い及び損害賠償について、ISPプラットフォームサービスの場合に準じて取り扱います。
- (13) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因するISPプラットフォーム契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 利用料金（他社接続契約者回線に係るものに限り）は、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、その特定協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 1の2 当社は、I Pバックボーン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（定額利用料の加算料、付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限り）及び付加機能利用料（大量通信制御機能のG I Nタイプ1に係るものに限り）の加算料を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日によりI Pバックボーンサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。

- (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。

- (3) 料金月の初日にI Pバックボーンサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。

- (4) 料金月の初日以外の日によりI Pバックボーンサービスの区別等の変更（付加機能に係るものを含みます。）により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

- (5) 第29条（I Pバックボーンサービスに係る料金等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。

- (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 3 2の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第29条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 I Pバックボーン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、I Pバックボーン契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、IPバックボーン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

11 この約款の規定により料金表に定める料金（通則13に規定するGINタイプ1に係る基本額を除きます。）又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(インターネットGWサービスの区別等)

13 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおりインターネットGWサービスの区別等を定めます。

(1) インターネットGWサービスには、次のサービスタイプの区別があります。

サービスタイプの区別	内 容
OCNタイプ	AS4713に係る通信を行うもの
GINタイプ1	AS2914に係る通信を行うもの
GINタイプ2	AS2914及びAS4713に係る通信を行うもの

備考

- 1 インターネットGW契約者は、サービスタイプの区別の変更の請求を行うことができません。
- 2 OCNタイプ、GINタイプ1及びGINタイプ2には、次の接続先の区別があります。

接続先の区別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	AS4713又はAS2914に係る通信のほか、JP NAPに係る通信（JP NAPサービス（インターネットマルチフィード株式会社が提供するインターネット相互接続サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備に接続するものとします。以下同じと

します。)が可能なもの

- 3 インターネットGW契約者は、接続先の区別の変更の請求を行うことができません。
- 4 コース2を利用するインターネットGW契約者は、JPNAPに係る通信について、そのJPNAPサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 5 当社は、インターネットGWサービスの基本機能として、ブラックホール機能(インターネットGW契約者があらかじめ指定したIPアドレス宛のパケットを破棄できる機能をいいます。以下同じとします。)を提供します。
ただし、JPNAPに係る通信には、ブラックホール機能を提供しません。

(2) インターネットGWサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティアクセス	インターネットGW契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
バーストアクセス	インターネットGW契約者が指定する最低伝送速度(IP通信網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。)による通信を確保するもの
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 バーストアクセスは、OCNタイプのコース1に限り提供します。 2 当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 	

(3) インターネットGWサービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティアクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s	2 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

3 Gb/s	3 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Gb/s	4 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Gb/s	5 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Gb/s	6 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Gb/s	7 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Gb/s	8 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Gb/s	20Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Gb/s	30Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Gb/s	40Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Gb/s	50Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Gb/s	60Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Gb/s	70Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Gb/s	80Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Gb/s	100Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Gb/s	200Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Gb/s	300Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Gb/s	400Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Gb/s	500Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Gb/s	600Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Gb/s	700Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Gb/s	800Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティアクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTT Com光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって、NTT東日本・西日本ワイド利用者以外のもの
NTT東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限り、）の提供する電気通信サービスに係るものに限り、）を設置して提供するもの
電力系NCC利用	他社接続契約者回線（共通編別記2の(2)及び2の(7)に定める特定協定事業者の提供する電気通信サービス（共通編別記17の(2)アに掲げるものに限り、）に係るものに限り、）と接続し

	て提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

2 当社は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げる品目を提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
N T T C o m光アクセス利用	10Mb/s、100Mb/s及び1 Gb/sから800Gb/sまでの品目
N T T東日本・西日本ワイド利用	10Mb/s及び100Mb/sの品目
電力系N C C利用（北海道総合通信網株式会社、株式会社S T N e t及びO T N e t株式会社に係るものを除きます。）	10Mb/s及び100Mb/sから1 Gb/sまでの品目
電力系N C C利用（北海道総合通信網株式会社に係るものに限ります。）	10Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s、700Mb/s又は1 Gb/sの品目
電力系N C C利用（株式会社S T N e t及びO T N e t株式会社に係るものに限ります。）	10Mb/s、100Mb/sから500Mb/sまで又は1 Gb/sの品目
ハウジング利用	10Mb/s、100Mb/s及び1 Gb/sから800Gb/sまでの品目

3 10Mb/sの品目に係るインターネットGW契約の申込みは、第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービス（いずれも品目に係る符号伝送速度が10Mbit/s以下のものに限ります。）の代替として10Mb/sの品目を利用する場合に限り行うことができます。

4 当社は、10Mb/s及び100Mb/sの品目をO C Nタイプであって、コース1のものに限り提供します。

5 当社は、電力系N C C利用をO C Nタイプ及びG I Nタイプ1であって、コース1のものに限り提供します。

6 他社接続契約者回線の品目は、インターネットGWサービスの品目と同一のものとしします。

7 他社接続契約者回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては、臨時契約（それに相当するものを含みます。）以外のものとしします。

8 共通編別記2の(2)及び2の(7)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

イ バーストアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

1 バーストアクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって、N T T 東日本・西日本ワイド利用以外のもの
N T T 東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りませ。）の提供する電気通信サービスに係るものに限りませ。）を設置して提供するもの

2 当社は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げる品目を提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
N T T C o m光アクセス利用	1 Gb/sの品目
N T T 東日本・西日本ワイド利用	10Mb/s及び100Mb/sの品目

3 当社は、バーストアクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。

品 目	最低伝送速度
10Mb/s	1 Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s
1 Gb/s	100Mbit/s

4 10Mb/sの品目に係るインターネットGW契約の申込みは、第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービス（いずれも品目に係る符号伝送速度が10Mbit/s以下のものに限りませ。）の代替として10Mb/sの品目を利用する場合に限り行うことができます。

(4) インターネットGWサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
I P v 4タイプ	そのインターネットGW契約に係る通信のプロトコルにI P v 4を利用するもの
I P v 6タイプ	そのインターネットGW契約に係る通信のプロトコルにI P v 6及びI P v 4を利用するもの

イ 加入者回線の利用方法による区別

区 別	内 容
通常メニュー	多回線共用メニュー以外のもの
多回線共用メニュー	1 Gbit/s、10Gbit/s又は100Gbit/sまでの符

	号伝送が可能な同一の電気通信回線を2回線以上束ねて1の加入者回線とみなして提供するもの
備考	
1 当社は、通常メニューを10Mb/s、100Mb/sから1Gb/sまで、10Gb/s又は100Gb/sの品目に限り提供します。	
2 当社は、多回線共用メニューをOCNタイプ又はGINタイプ1のコース1であって、2Gb/sから8Gb/sまでの品目、20Gb/sから80Gb/sまでの品目又は200Gb/sから800Gb/sまでの品目に限り提供します。	
3 インターネットGW契約者は、加入者回線の利用方法による区別の変更の請求を行うことができません。	

(ISPプラットフォームサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおりISPプラットフォームサービスの区別等を定めます。

(1) ISPプラットフォームサービスには、次の伝送方式の区別があります。

伝送方式の区別	内 容
網型タイプ	VPLSにより通信を行うもの
線型タイプ	網型タイプ以外のもの

(2) ISPプラットフォームサービスには、次のサービスタイプの区別があります。

サービスタイプの区別	内 容
センタータイプ	契約者回線がISPプラットフォーム契約者の指定するビルに終端するもの
他網接続タイプ	他網接続ポートが当社の定める協定事業者のビルに終端するもの

(3) ISPプラットフォームサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティ	ISPプラットフォーム契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
備考 ISPプラットフォーム契約者は、同じVPNグループに属する契約者回線又は他網接続ポートとの間で通信を行うことができます。	

(4) ISPプラットフォームサービスには、次の品目等があります。

ア 網型タイプに係るもの

(ア) センタータイプに係るもの

品 目	内 容
イーサタイプ	10Gb/s
	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

(イ) 他網接続タイプに係るもの

品 目	内 容
-----	-----

イーサタイプ	1 Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

イ 線型タイプに係るもの

(ア) センタータイプに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Gb/s	最大100Gbit/sの符号伝送が可能なもの
備考		
<p>1 100Gb/sの品目は、当社が指定する方法により、異なるVPNグループに属する他網接続ポートと多重通信を行うものとします。</p> <p>2 ISPプラットフォーム契約者（100Gb/s品目に係る者に限り）は、他網接続ポートとの多重通信に係る論理回線の設定又は廃止の請求をすることができます。</p> <p>3 備考2の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>		

(イ) 他網接続タイプに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

(インターネットGWサービスのSLAに係る料金の扱い)

15 インターネットGWサービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、インターネットGWサービスに係るサービスタイプの区別に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

サービスタイプの区別	SLAの項目
OCNタイプ	故障回復時間SLA 故障通知時間SLA 遅延時間SLA パケット損失率SLA
GINタイプ1 GINタイプ2	故障回復時間SLA 故障通知時間SLA 遅延時間SLA パケット損失率SLA 平均ジッタSLA 最大ジッタSLA
備考	
<p>1 GINタイプ1及びGINタイプ2に係る通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、故障通知時間SLAを適用しません。</p> <p>2 GINタイプ1及びGINタイプ2に係る適用事象が発生した場合、インターネットGW契約者はその適用事象が発生した日から起算して60日以内に当社に対し請求した場合に限りそのSLAを適用するものとします。</p>	

(2) 当社は、共通編別記1に規定する当社の提供区間において、次に掲げるSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてインターネットGW契約者に返還します。

ア 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率														
インターネットGW契約者の責めによらない理由により、そのインターネットGWサービスに係る利用不能時間が右欄の表に規定する時間に該当するとき	そのインターネットGWサービスを全く利用できない状態が発生した時点におけるその原因区間に係る利用料金（加算料を除きます。）	A B以外の場合														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分以上30分未満</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>1時間以上12時間未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>12時間以上24時間未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>24時間以上72時間未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>72時間以上</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	15分以上30分未満	1/100	30分以上1時間未満	1/90	1時間以上12時間未満	1/30	12時間以上24時間未満	1/10	24時間以上72時間未満	1/5	72時間以上	1
		利用不能時間	料金返還率													
		15分以上30分未満	1/100													
		30分以上1時間未満	1/90													
		1時間以上12時間未満	1/30													
		12時間以上24時間未満	1/10													
		24時間以上72時間未満	1/5													
		72時間以上	1													
		B 原因区間が当社網内（AS2914に係るものに限ります。）の場合														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分以上1時間未満</td> <td>1を当該月の日数で除して得た値</td> </tr> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>2を当該月の日数で除して得た値</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>利用不能時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を、当該月の日数で除して得た値</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	15分以上1時間未満	1を当該月の日数で除して得た値	1時間以上2時間未満	2を当該月の日数で除して得た値	2時間以上	利用不能時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を、当該月の日数で除して得た値								
利用不能時間	料金返還率															
15分以上1時間未満	1を当該月の日数で除して得た値															
1時間以上2時間未満	2を当該月の日数で除して得た値															
2時間以上	利用不能時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を、当該月の日数で除して得た値															
備考 この表に基づく返還料金額は、そのインターネットGWサービスを全く利用できない状態が発生した時点における料金月の返還基準額を上限とします。																

(イ) 全く利用できない状態は、通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合において、IPv6又はIPv4のどちらか一方又は両方の通信が、全く利用できない状態であるときを含みます。以下、この通則15において同じとします。

(ウ) 利用不能時間は、インターネットGW契約者の責めによらない理由により、そのインターネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（共通編第36条（IP通信網契約者の切分責任）の規定により、そのインターネットGW契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とし

ます。以下、この通則15において同じとします。) から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則15において同じとします。

(エ) 原因区間とは、そのインターネットGW契約に係る当社の電気通信設備(契約事業者の電気通信設備を含みます。)が故障した区間をいいます。以下この通則15において同じとします。

(オ) 当社は、そのインターネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのインターネットGWサービスについて利用中止(当社があらかじめそのことをインターネットGW契約者に通知したときに限ります。)、利用停止又は接続休止(以下この通則15において「利用中止等」といいます。)としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

この場合において、そのインターネットGW契約に係る料金については、第29条(IPバックボーンサービスに係る料金等の支払義務)第2項の規定を適用します。

(カ) 当社は、(オ)に規定するほか、そのインターネットGWサービスの修理にあたり、インターネットGW契約者がその修理に必要な措置を行わないときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(キ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第29条第2項第2号の規定(表の1欄に係るものに限ります。)は適用しません。

ただし、返還基準額以外のそのインターネットGWサービスに係る月額料金については、第29条第2項第2号の規定(表の1欄に係るものに限ります。)を適用します。

(ク) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのインターネットGWサービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が15分未満となるものに限ります。)が生じたときは、第29条第2項第2号の規定(表の2欄に係るものに限ります。)を適用します。

(ケ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月(当社が別に定める場合は2の料金月とします。)において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

イ 故障通知時間SLA

(ア) 故障通知時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
インターネットGW契約者の責めによらない理由により、そのインターネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることをインターネットGW契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	そのインターネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点におけるその原因区間に係る利用料金(加算料を除きます。)	A B以外の場合 1/30 B 原因区間が当社網内(AS2914に係るものに限ります。)の場合 1を当該月の日数で除して得た値

(イ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間SLAを適用しません。

A 共通編第36条(IP通信網契約者の切分責任)の規定により、そのインターネットGW契約者が当社に修理の請求をしたことによりそのインター

ネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B そのインターネットGWサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのインターネットGWサービスについて利用中止等としているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

(ウ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 遅延時間SLA

(ア) 遅延時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率		
当社網内(AS2914に係るもの又はAS4713に係るものとし、ます。)の1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間(インターネットGWサービスを全く利用できない状態が生じた場合を除きます。)の料金月単位での平均時間が、右欄の表に規定する時間を超えたとき	その料金月における利用料金(定額利用料の基本料)に限り、ます。)	A B以外の場合		
		区間	平均時間	料金返還率
		日本国内	25ミリ秒	1/30
		B 当社網内(AS2914に係るもの)に限り、ます。)の場合		
		区間	平均時間	料金返還率
		日本国内	25ミリ秒	1を当該月の日数で除して得た値
		アジア域内	95ミリ秒	
		米国内	50ミリ秒	
		欧州内	35ミリ秒	
		欧米間	80ミリ秒	
日米間	130ミリ秒			
亜欧間	285ミリ秒			

(イ) 通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6又はIPv4のいずれか大きい方の平均時間を適用します。

(ウ) 当社は、そのインターネットGWサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、遅延時間SLAによる料金返還を行いません。

(エ) 返還基準額は、通則2に規定する場合は生じたときは通則3の規定に基づき算出した額とします。

エ パケット損失率SLA

(ア) パケット損失率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率				
当社網内（AS2914に係るもの又はAS4713に係るもの）に係る提供区間において当社が測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率（当社の責めによらない理由によるパケット損失は算定から除きます。）をいいます。）の料金月単位での平均値が、右欄の表に規定する割合を超えた場合	その料金月における利用料金（定額利用料の基本料に限ります。）	A B以外の場合				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>パケット損失率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3%</td> <td>1/30</td> </tr> </tbody> </table>	パケット損失率	料金返還率	0.3%	1/30
		パケット損失率	料金返還率			
		0.3%	1/30			
B 当社網内（AS2914に係るもの）に限ります。）の場合						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>パケット損失率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1%</td> <td>1を当該月の日数で除して得た値</td> </tr> </tbody> </table>	パケット損失率	料金返還率	0.1%	1を当該月の日数で除して得た値		
パケット損失率	料金返還率					
0.1%	1を当該月の日数で除して得た値					

(イ) 通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6又はIPv4のいずれか大きい方の損失率を適用します。

(ウ) 当社は、そのインターネットGWサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、パケット損失率SLAによる料金返還を行いません。

(エ) 返還基準額は、通則2に規定する場合は生じたときは通則3の規定に基づき算出した額とします。

オ 平均ジッタSLA

(ア) 平均ジッタSLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
当社網内（AS2914に係るもの）に限ります。）に係る提供区間において、当社が測定したジッタ値の料金月単位での平均値が0.25ミリ秒を超える提供区間があった場合	その料金月における利用料金（定額利用料の基本料に限ります。）	1を当該月の日数で除して得た値

(イ) 当社は、そのインターネットGWサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、平均ジッタSLAによる料金返還を行いません。

(ウ) 返還基準額は、通則2に規定する場合は生じたときは通則3の規定に基づき算出した額とします。

カ 最大ジッタSLA

(ア) 最大ジッタSLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
当社網内（AS2914に係るもの）に限ります。）に係る提供	その料金月における利用料金（定額利用料の基本	1を当該月の日数で除して得た

区間において、その料金月に当社が測定した全てのジッタ値のうち10ミリ秒を超えるものの割合が0.1%を超えた場合	料に限りませす。)	値
---	-----------	---

(イ) 当社は、そのインターネットGWサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、最大ジッタSLAによる料金返還を行いません。

(ウ) 返還基準額は、通則2に規定する場合は生じたときは通則3の規定に基づき算出した額とします。

(3) 当社は、各SLAの返還料金額は、各SLAの適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る利用料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則2に規定する場合は生じたときは通則3の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第29条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(4) 当社は、(2)の表のSLAの項目のうちいずれか2以上を1の料金月に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれのSLAの返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。

(5) JPNAPに係る通信は、(2)のウからカまでのSLAの適用事象に係る測定等の対象としません。

(6) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、そのインターネットGWサービスに係る料金の支払義務については、第29条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(7) GINタイプ1（その契約者回線又は加入者回線に係る終端が当社が別に定める場所となるときに限りませす。）における適用事象（故障回復SLA及び遅延時間SLAに係るものに限ります。）についてはAの料金返還率を適用することがあります。

(注1) 通則15の(2)のア及びイ並びに(3)に規定する当社が別に定める場合は、故障回復時間SLA又は故障通知時間SLAに係る適用事象が、そのインターネットGWサービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのインターネットGWサービスの提供を開始した場合とします。

(注2) 通則15の(7)に規定する当社が別に定める場所は、次表に掲げるものを除く道県内の場所とします。

都府県の区域
茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 インターネットGW契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容																																																								
(1) インターネットGWサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、インターネットGWサービスの需要と供給の見込み等を考慮してインターネットGWサービス区域を設定します。																																																								
(2) 定額利用料の適用	<p>ア インターネットGWサービスの利用料金として定額利用料を適用します。</p> <p>イ 定額利用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>ただし、ギャランティアクセスのハウジング利用及びバーストアクセスについては、基本額のみを適用します。</p> <p>ウ ギャランティアクセスの基本額は、基本料及び加算料を合算して適用します。</p> <p>ただし、その品目ごとに利用速度が次の表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が0の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料（次表に定める加算料適用上限速度及び加算料適用単位速度と1-2（料金額）の規定とに基づいて算定します。）を合算して適用します。</p> <p>(ア) 通常メニューの場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目 (イーサ タイプ)</th> <th>基本料 適用速度</th> <th>加算料 適用 上限速度</th> <th>加算料 適用 単位速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10Mb/s</td><td>1 Mbit/s</td><td>10Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>10Mbit/s</td><td>100Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>200Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>200Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>300Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>400Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>500Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>500Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>600Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>700Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>800Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>900Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>1 Gb/s</td><td>100Mbit/s</td><td>1000Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>10Gb/s</td><td>1000Mbit/s</td><td>10000Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> <tr><td>100Gb/s</td><td>10000Mbit/s</td><td>100000Mbit/s</td><td>1 Mbit/s</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 多回線共用メニューの場合</p>	品 目 (イーサ タイプ)	基本料 適用速度	加算料 適用 上限速度	加算料 適用 単位速度	10Mb/s	1 Mbit/s	10Mbit/s	1 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s	100Mbit/s	1 Mbit/s	200Mb/s	100Mbit/s	200Mbit/s	1 Mbit/s	300Mb/s	100Mbit/s	300Mbit/s	1 Mbit/s	400Mb/s	100Mbit/s	400Mbit/s	1 Mbit/s	500Mb/s	100Mbit/s	500Mbit/s	1 Mbit/s	600Mb/s	100Mbit/s	600Mbit/s	1 Mbit/s	700Mb/s	100Mbit/s	700Mbit/s	1 Mbit/s	800Mb/s	100Mbit/s	800Mbit/s	1 Mbit/s	900Mb/s	100Mbit/s	900Mbit/s	1 Mbit/s	1 Gb/s	100Mbit/s	1000Mbit/s	1 Mbit/s	10Gb/s	1000Mbit/s	10000Mbit/s	1 Mbit/s	100Gb/s	10000Mbit/s	100000Mbit/s	1 Mbit/s
品 目 (イーサ タイプ)	基本料 適用速度	加算料 適用 上限速度	加算料 適用 単位速度																																																						
10Mb/s	1 Mbit/s	10Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
100Mb/s	10Mbit/s	100Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
200Mb/s	100Mbit/s	200Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
300Mb/s	100Mbit/s	300Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
400Mb/s	100Mbit/s	400Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
500Mb/s	100Mbit/s	500Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
600Mb/s	100Mbit/s	600Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
700Mb/s	100Mbit/s	700Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
800Mb/s	100Mbit/s	800Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
900Mb/s	100Mbit/s	900Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
1 Gb/s	100Mbit/s	1000Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
10Gb/s	1000Mbit/s	10000Mbit/s	1 Mbit/s																																																						
100Gb/s	10000Mbit/s	100000Mbit/s	1 Mbit/s																																																						

品目 (イーサ タイプ)	基本料 適用速度	加算料 適用 上限速度	加算料 適用 単位速度
2 Gb/s	200Mbit/s	2000Mbit/s	1 Mbit/s
3 Gb/s	300Mbit/s	3000Mbit/s	1 Mbit/s
4 Gb/s	400Mbit/s	4000Mbit/s	1 Mbit/s
5 Gb/s	500Mbit/s	5000Mbit/s	1 Mbit/s
6 Gb/s	600Mbit/s	6000Mbit/s	1 Mbit/s
7 Gb/s	700Mbit/s	7000Mbit/s	1 Mbit/s
8 Gb/s	800Mbit/s	8000Mbit/s	1 Mbit/s
20Gb/s	2000Mbit/s	20000Mbit/s	1 Mbit/s
30Gb/s	3000Mbit/s	30000Mbit/s	1 Mbit/s
40Gb/s	4000Mbit/s	40000Mbit/s	1 Mbit/s
50Gb/s	5000Mbit/s	50000Mbit/s	1 Mbit/s
60Gb/s	6000Mbit/s	60000Mbit/s	1 Mbit/s
70Gb/s	7000Mbit/s	70000Mbit/s	1 Mbit/s
80Gb/s	8000Mbit/s	80000Mbit/s	1 Mbit/s
200Gb/s	20000Mbit/s	200000Mbit/s	1 Mbit/s
300Gb/s	30000Mbit/s	300000Mbit/s	1 Mbit/s
400Gb/s	40000Mbit/s	400000Mbit/s	1 Mbit/s
500Gb/s	50000Mbit/s	500000Mbit/s	1 Mbit/s
600Gb/s	60000Mbit/s	600000Mbit/s	1 Mbit/s
700Gb/s	70000Mbit/s	700000Mbit/s	1 Mbit/s
800Gb/s	80000Mbit/s	800000Mbit/s	1 Mbit/s

エ ウの規定にかかわらず、加算料（JPNAPに係る通信に係るものに限り）は、その利用速度に対応して適用します。

オ バーストアクセスの基本額は、基本料のみを適用します。

(3) 利用速度の
測定等

ア インターネットGWサービスに係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。

区 分	内 容
最大送信 速度	測定対象期間において、契約者回線等の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値

最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
--------	--

イ アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(ア) 料金月の初日以外の日とその品目の利用の開始があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。

(イ) 料金月の末日以外の日とその品目の利用の終了があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。

ウ 当社は、利用速度に1Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ただし、小数第1位が0の場合は、その端数を切り捨てます。

(4) 複数のインターネットGWサービスに係る合算請求

ア 当社は、当社が別に定める場合であってインターネットGW契約者（OCNタイプ（コース1）のギャンティアアクセス又はGINタイプ1（コース1）のギャンティアアクセスに係る者に限ります。）から請求があったときは、その請求に係るインターネットGWサービスの基本額につき合算して請求します。

イ アの場合において、加算料については、次に定めるところにより算定します。

(ア) (3)の規定にかかわらず、合算請求の対象となる複数のインターネットGWサービスの通信速度を合算して利用速度を測定するものとします。

(イ) (2)のウの規定の適用にあたり、合算請求の対象となる複数のインターネットGWサービスの基本料適用速度及び加算料適用上限速度をそれぞれ合算し、合算した値と1-2（料金額）の規定とに基づいて、(ア)の規定により測定した利用速度に対応する加算料を算定します。

(注) この欄に規定する当社が別に定める場合とは、次に掲げる全ての条件を満たす場合とします。

(1) インターネットGW契約者が追加してインターネットGWサービスを申込みするとき又はインターネットGWサービスの利用の申込みをする者が複数のインターネットGWサービスを同時に申込みするとき。

(2) (1)の申込みにより利用することとなるインターネットGWサービス（申込みの際、現に利用しているものを含みます。）の合計数が4以下のとき（ただし、OCNタイプの10Mb/sの品目、OCNタイプの多回線共用メニュー又はGINタイプ1については、2以下のときとします。）。

(3) (1)の申込みにより利用することとなるインターネットGWサービス（申込みの際、現に利用しているものを含みます。）が全て同一のサービスタイプの区別であるとき。

<p>(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア インターネットGWサービスには、最低利用期間がありません。</p> <p>イ 第10条（最低利用期間）に規定する基本最低利用期間が適用される基本最低利用基準額は、定額利用料の基本額（加算料を除きます。）とします。</p> <p>ウ 第10条に規定する接続最低利用期間が適用される接続最低利用基準額は、定額利用料のアクセス回線料とします。</p> <p>エ インターネットGW契約者は、最低利用期間内にインターネットGW契約の解除があった場合は、第29条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ インターネットGW契約者は、最低利用期間内にインターネットGWサービスの区別等の変更があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="576 904 1299 1178"> <tr> <th data-bbox="576 904 1299 954">支払いを要する額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="576 954 1299 1178"> <p>変更前の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間及び接続最低利用期間を各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p> </td> </tr> </table> <p>カ オの表に定める額を計算する場合における残余の期間の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 残余の期間は、変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。</p> <p>(イ) 接続最低利用期間に係る残余の期間を特定できないときは、基本最低利用期間に係る残余の期間と同一の期間を接続最低利用期間に係る残余の期間とみなして計算するものとします。</p>	支払いを要する額	<p>変更前の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間及び接続最低利用期間を各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>
支払いを要する額			
<p>変更前の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間及び接続最低利用期間を各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>			
<p>(6) 付加機能利用料の適用</p>	<p>当社は、1-2-2に規定する付加機能利用料は、1のインターネットGW契約ごとに適用します。</p>		
<p>(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった部分の通信速度の測定値を0とみなして算定して得た額とします。</p>		

1-2 料金額

1-2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア コース1のもの

(ア) ギャランティアアクセスに係るもの

A 通常メニューに係るもの

(A) 10Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		420,000円 (462,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	120,000円 (132,000円)

(B) 100Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		500,000円 (550,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	60,000円 (66,000円)

(C) 200Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(D) 300Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(E) 400Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)

加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)
-----	--	-------------------

(F) 500Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(G) 600Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(H) 700Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(I) 800Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(J) 900Mb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(K) 1 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(L) 10Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		15,000,000円 (16,500,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(M) 100Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		50,000,000円 (55,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

B 多回線共用メニューに係るもの

(A) 2 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		4,000,000円 (4,400,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(B) 3 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		6,000,000円 (6,600,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(C) 4 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		8,000,000円 (8,800,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(D) 5 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		10,000,000円 (11,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(E) 6 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		12,000,000円 (13,200,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(F) 7 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		14,000,000円 (15,400,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(G) 8 Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		16,000,000円 (17,600,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)

(H) 20Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		30,000,000円 (33,000,000円)

加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)
-----	--	-------------------

(I) 30Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		45,000,000円 (49,500,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(J) 40Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		60,000,000円 (66,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(K) 50Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		75,000,000円 (82,500,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(L) 60Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		90,000,000円 (99,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(M) 70Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		105,000,000円 (115,500,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(N) 80Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		120,000,000円 (132,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)

(O) 200Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		100,000,000円 (110,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(P) 300Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		150,000,000円 (165,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(Q) 400Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		200,000,000円 (220,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(R) 500Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		250,000,000円 (275,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(S) 600Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
-----	--	-------

基本料		300,000,000円 (330,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(T) 700Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		350,000,000円 (385,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(U) 800Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		400,000,000円 (440,000,000円)
加算料	利用速度が基本料適用速度を超えて加算料適用上限速度までの部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)

(イ) パーストアクセスに係るもの
通常メニューに係るもの (基本料)

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの		90,000円 (99,000円)
100Mb/sの品目に係るもの		198,000円 (217,800円)
1Gb/sの品目に係るもの		500,000円 (550,000円)

イ コース2のもの
ギャランティアクセスに係るもの
通常メニューに係るもの
(ア) 1Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分			料 金 額
基本料			2,000,000円 (2,200,000円)
加算料	下記以外のもの	利用速度が基本料適用速度を超えた部分について加算料適用単位速度までごとに	25,000円 (27,500円)
	J P N A P に係る通信 のもの	利用速度が1Mbit/s ごとに	20,000円 (22,000円)

(イ) 10Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分			料 金 額
基本料			15,000,000円 (16,500,000円)
加算料	下記以外のもの	利用速度が基本料適用速度を超えた部分について加算料適用単位速度までごとに	18,000円 (19,800円)
	J P N A P に係る通信のもの	利用速度が 1 Mbit/s ごとに	15,000円 (16,500円)

(ウ) 100Gb/sの品目に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分			料 金 額
基本料			50,000,000円 (55,000,000円)
加算料	下記以外のもの	利用速度が基本料適用速度を超えた部分について加算料適用単位速度までごとに	6,000円 (6,600円)
	J P N A P に係る通信のもの	利用速度が 1 Mbit/s ごとに	5,000円 (5,500円)

(2) アクセス回線料

ギャランティアクセスに係るもの

ア NTTCom光アクセス利用に係るもの

(ア) 通常メニューに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	110,000円 (121,000円)
100Mb/sの品目に係るもの	250,000円 (275,000円)
1 Gb/sの品目に係るもの	870,000円 (957,000円)
10Gb/sの品目に係るもの	2,170,000円 (2,387,000円)
100Gb/sの品目に係るもの	5,400,000円 (5,940,000円)

(イ) 多回線共用メニューに係るもの

1の電気通信回線ごとに月額

区 分	料 金 額
1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	870,000円 (957,000円)
10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	2,170,000円 (2,387,000円)

100Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	5,400,000円 (5,940,000円)
------------------------	-------------------------

イ NTT東日本・西日本ワイド利用に係るもの
通常メニューに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	110,000円 (121,000円)
100Mb/sの品目に係るもの	250,000円 (275,000円)

ウ 電力系NCC利用に係るもの
通常メニューに係るもの

(ア) 北海道総合通信網株式会社に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	138,800円 (152,680円)
100Mb/sの品目に係るもの	391,800円 (430,980円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,706,000円 (1,876,600円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,962,000円 (2,158,200円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,647,000円 (2,911,700円)
700Mb/sの品目に係るもの	3,374,000円 (3,711,400円)
1 Gb/sの品目に係るもの	4,391,000円 (4,830,100円)

(イ) 株式会社トークネットに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	197,600円 (217,360円)
100Mb/sの品目に係るもの	294,100円 (323,510円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,267,000円 (1,393,700円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,732,000円 (1,905,200円)
400Mb/sの品目に係るもの	2,197,000円 (2,416,700円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,662,000円 (2,928,200円)
600Mb/sの品目に係るもの	3,125,000円 (3,437,500円)
700Mb/sの品目に係るもの	3,590,000円 (3,949,000円)
800Mb/sの品目に係るもの	4,055,000円 (4,460,500円)
900Mb/sの品目に係るもの	4,519,000円 (4,970,900円)
1 Gb/sの品目に係るもの	4,984,000円 (5,482,400円)

(ウ) KDDI株式会社に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	194,400円 (213,840円)
100Mb/sの品目に係るもの	338,000円 (371,800円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,000,000円 (1,100,000円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,275,000円 (1,402,500円)
400Mb/sの品目に係るもの	1,563,000円 (1,719,300円)
500Mb/sの品目に係るもの	1,838,000円 (2,021,800円)
600Mb/sの品目に係るもの	2,113,000円 (2,324,300円)
700Mb/sの品目に係るもの	2,400,000円 (2,640,000円)
800Mb/sの品目に係るもの	2,675,000円 (2,942,500円)
900Mb/sの品目に係るもの	2,950,000円 (3,245,000円)
1 Gb/sの品目に係るもの	3,238,000円 (3,561,800円)

(エ) 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	171,800円 (188,980円)
100Mb/sの品目に係るもの	403,500円 (443,850円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,413,000円 (1,554,300円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,675,000円 (1,842,500円)
400Mb/sの品目に係るもの	1,938,000円 (2,131,800円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,200,000円 (2,420,000円)
600Mb/sの品目に係るもの	2,463,000円 (2,709,300円)
700Mb/sの品目に係るもの	2,725,000円 (2,997,500円)
800Mb/sの品目に係るもの	2,988,000円 (3,286,800円)
900Mb/sの品目に係るもの	3,250,000円 (3,575,000円)
1 Gb/sの品目に係るもの	3,500,000円 (3,850,000円)

(オ) 北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	163,500円 (179,850円)
100Mb/sの品目に係るもの	317,600円 (349,360円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,404,000円 (1,544,400円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,620,000円 (1,782,000円)

400Mb/sの品目に係るもの	1,837,000円 (2,020,700円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,053,000円 (2,258,300円)
600Mb/sの品目に係るもの	2,269,000円 (2,495,900円)
700Mb/sの品目に係るもの	2,485,000円 (2,733,500円)
800Mb/sの品目に係るもの	2,702,000円 (2,972,200円)
900Mb/sの品目に係るもの	2,918,000円 (3,209,800円)
1Gb/sの品目に係るもの	3,134,000円 (3,447,400円)

(カ) 株式会社オペテージに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	212,900円 (234,190円)
100Mb/sの品目に係るもの	352,900円 (388,190円)
200Mb/sの品目に係るもの	924,000円 (1,016,400円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,173,000円 (1,290,300円)
400Mb/sの品目に係るもの	1,422,000円 (1,564,200円)
500Mb/sの品目に係るもの	1,670,000円 (1,837,000円)
600Mb/sの品目に係るもの	1,919,000円 (2,110,900円)
700Mb/sの品目に係るもの	2,168,000円 (2,384,800円)
800Mb/sの品目に係るもの	2,417,000円 (2,658,700円)
900Mb/sの品目に係るもの	2,665,000円 (2,931,500円)
1Gb/sの品目に係るもの	2,913,000円 (3,204,300円)

(キ) 株式会社エネコムに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	162,400円 (178,640円)
100Mb/sの品目に係るもの	341,200円 (375,320円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,320,000円 (1,452,000円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,750,000円 (1,925,000円)
400Mb/sの品目に係るもの	2,125,000円 (2,337,500円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,500,000円 (2,750,000円)
600Mb/sの品目に係るもの	2,875,000円 (3,162,500円)
700Mb/sの品目に係るもの	3,250,000円 (3,575,000円)
800Mb/sの品目に係るもの	3,625,000円 (3,987,500円)
900Mb/sの品目に係るもの	4,000,000円 (4,400,000円)

1 Gb/sの品目に係るもの	4,375,000円 (4,812,500円)
----------------	-------------------------

(ク) 株式会社S T N e tに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	164,700円 (181,170円)
100Mb/sの品目に係るもの	364,700円 (401,170円)
200Mb/sの品目に係るもの	935,000円 (1,028,500円)
300Mb/sの品目に係るもの	1,130,000円 (1,243,000円)
400Mb/sの品目に係るもの	1,325,000円 (1,457,500円)
500Mb/sの品目に係るもの	1,520,000円 (1,672,000円)
1 Gb/sの品目に係るもの	2,813,000円 (3,094,300円)

(ケ) 株式会社QTnetに係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	194,100円 (213,510円)
100Mb/sの品目に係るもの	397,600円 (437,360円)
200Mb/sの品目に係るもの	2,069,000円 (2,275,900円)
300Mb/sの品目に係るもの	2,352,000円 (2,587,200円)
400Mb/sの品目に係るもの	2,635,000円 (2,898,500円)
500Mb/sの品目に係るもの	2,918,000円 (3,209,800円)
600Mb/sの品目に係るもの	3,202,000円 (3,522,200円)
700Mb/sの品目に係るもの	3,484,000円 (3,832,400円)
800Mb/sの品目に係るもの	3,768,000円 (4,144,800円)
900Mb/sの品目に係るもの	4,050,000円 (4,455,000円)
1 Gb/sの品目に係るもの	4,334,000円 (4,767,400円)

(コ) O T N e t 株式会社に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sの品目に係るもの	123,500円 (135,850円)
100Mb/sの品目に係るもの	305,900円 (336,490円)
200Mb/sの品目に係るもの	1,900,000円 (2,090,000円)
300Mb/sの品目に係るもの	2,400,000円 (2,640,000円)
400Mb/sの品目に係るもの	2,900,000円 (3,190,000円)
500Mb/sの品目に係るもの	3,400,000円 (3,740,000円)

1 Gb/sの品目に係るもの	3,900,000円 (4,290,000円)
----------------	-------------------------

1-2-2 付加機能利用料

(1) 上限伝送速度設定機能

区 分	単 位	料 金 額
この機能を利用するインターネットGW契約者に係るインターネットGWサービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、そのインターネットGW契約者があらかじめ指定することができる機能	—	—

備考

- この機能は、OCNタイプのギャランティアクセスであって、通常メニューに係るインターネットGW契約者に限り提供します。
- 接続先の区別がコース2の場合、この機能はJPNAPに係る通信には設定しません。
- この機能においてインターネットGW契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。

品 目	指定可能な符号伝送速度の上限値
10Mb/s	1 Mbit/sごとに5Mbit/sまで
100Mb/s	5 Mbit/sごとに95Mbit/sまで
200Mb/s	100Mbit/s
300Mb/s	100Mbit/sごとに200Mbit/sまで
400Mb/s	100Mbit/sごとに300Mbit/sまで
500Mb/s	100Mbit/sごとに400Mbit/sまで
600Mb/s	100Mbit/sごとに500Mbit/sまで
700Mb/s	100Mbit/sごとに600Mbit/sまで
800Mb/s	100Mbit/sごとに700Mbit/sまで
900Mb/s	100Mbit/sごとに800Mbit/sまで
1 Gb/s	100Mbit/sごとに900Mbit/sまで
10Gb/s	1 Gbit/sごとに9Gbit/sまで
100Gb/s	10Gbit/sごとに90Gbit/sまで

- 当社は、この機能の利用の請求又は上限値の変更の請求があったときは、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその請求に係る上限値を適用します。
ただし、その請求が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りではありません。

(2) DNS機能

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

この機能を利用するインターネットGW契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	1ゾーンごとに月額	2,000円 (2,200円)
		逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,200円)
	セカンダリ型	1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,100円)	
備考				
<p>1 この機能は、OCNタイプに係るインターネットGW契約者に限り提供しません。</p> <p>2 この機能は、JP NAPに係る通信には提供しません。</p> <p>3 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>4 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p>				

(3) 大量通信制御機能

ア OCNタイプに係るもの (OCN DDoS対策サービス)

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線へ大量のトラフィックが発生した場合にあらかじめそのインターネットGW契約者が指定したトラフィックを軽減又はそのトラフィックに係るパケットを破棄する機能	100Mb/sのもの	1のインターネットGW契約ごとに月額 350,000円 (385,000円)
		200Mb/sから1Gb/sまでのもの	1のインターネットGW契約ごとに月額 700,000円 (770,000円)
		2Gb/sから10Gb/sまでのもの	1のインターネットGW契約ごとに月額 1,400,000円 (1,540,000円)
		20Gb/sから100Gb/sまでのもの	1のインターネットGW契約ごとに月額 別に算定する金額
タイプ2	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線へ大量のトラフィックが発生した場合にそのトラフィックに係るパケットを破棄する機能	100Gb/sまでのもの	1のインターネットGW契約ごとに月額 200,000円 (220,000円)
備考			
<p>1 当社は、この機能をOCNタイプ (10Mb/sの品目のものを除きます。) に係るインターネットGW契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能は、JP NAPに係る通信には提供しません。</p>			

3 当社は、この機能に係るトラフィックの軽減及びパケットの破棄の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生するインターネットGW契約者又は第三者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

4 この機能の利用等により、通信の切断等が発生する可能性があることについて、インターネットGW契約者はあらかじめ同意するものとします。

イ GINタイプ1に係るもの (GIN DDoSプロテクションサービス)

区 分		単 位	料 金 額	
DPS Control	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線において、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定したトラフィックに係るパケットを破棄する機能	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	20,000円 (22,000円)	
DPS Core	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線において、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定したトラフィックに係るパケットを破棄する機能又は大量のトラフィックが発生したとインターネットGW契約者が認めた場合にそのインターネットGW契約者からの請求に基づきそのトラフィックを軽減する機能	基本料		
		8 Gb/s までのもの	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	80,000円 (88,000円)
		10Gb/s から 80Gb/s までのもの	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	160,000円 (176,000円)
		100Gb/s から 800Gb/s のもの	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	800,000円 (880,000円)
DPS Detect	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線において、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定したトラフィックに係るパケットを	基本料		
		8 Gb/s までのもの	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	120,000円 (132,000円)
		10Gb/s から 80Gb/s までのもの	1のAS番号に係る1の電気通信回線ごとに月額	240,000円 (264,000円)

	破棄する機能、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定した閾値に基づき大量トラフィックと思われる通信の発生を検知した場合にそのインターネットGW契約者がその通知を受けられることができる機能又は大量のトラフィックが発生したとインターネットGW契約者が認めた場合にそのインターネットGW契約者からの請求若しくは開始に基づきそのトラフィックを軽減する機能	100Gb/s から 800Gb/s のもの	1 の A S 番号に係る 1 の電気通信回線ごとに月額	1,200,000円 (1,320,000円)
DPS Max	この機能を利用するインターネットGW契約者に係る加入者回線等又は契約者回線において、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定したトラフィックに係るパケットを破棄する機能、あらかじめそのインターネットGW契約者が指定した閾値に基づき大量トラフィックと思われる通信の発生を検知した場合にそのインターネットGW契約者がその通知を受けられることができる機能、大量のトラフィックが発生したとインターネットGW契約者が認めた場合	基本料		
		Small (この機能を利用する電気通信回線の合計が9までのもの)	1 の契約ごとに月額	400,000円 (440,000円)
		Medium (この機能を利用する電気通信回線の合計が19までのもの)	1 の契約ごとに月額	700,000円 (770,000円)
		Large (この機能を利用する電気通信回線の合計が29までのもの)	1 の契約ごとに月額	1,100,000円 (1,210,000円)

にそのインターネットGW契約者からの請求若しくは開始に基づきそのトラフィックを軽減する機能又はあらかじめそのインターネットGW契約者が指定した閾値に基づき大量トラフィックと思われる通信の発生を検知した場合に自動的にそのトラフィックを軽減する機能	Extra Large (この機能を利用する電気通信回線の合計が39までのもの)	1の契約ごとに月額	1,800,000円 (1,980,000円)
	Custom (この機能を利用する電気通信回線の合計を定めないもの)	1の契約ごとに月額	別に算定する金額

備考

- 1 当社は、この機能（DPS Maxを除きます。）について、各料金月の末日において1のAS番号に帰属する電気通信回線の合計数を算出し、その合計数に基づいてその料金月の付加機能利用料を適用します。
- 2 インターネットGW契約者があらかじめ指定するバケット破棄設定に関し当社が行う工事について、1の料金月につき2回までに限り、その工事費を無料とします。
ただし、現に発生している大量のトラフィックへの対処等、緊急性を要する工事については、この限りではありません。
- 3 当社は、1の料金月に係るこの機能（DPS Core及びDPS Detectに限りです。以下備考3及び備考4において同じとします。）の付加機能利用料（そのAS番号に帰属する全ての電気通信回線の合計に係るものであって、加算料を除きます。）に応じて、インターネットGW契約者（DPS Core及びDPS Detectに係る者に限りです。以下備考3及び備考4において同じとします。）に、次表のトラフィック軽減無料日数を含めてこの機能を提供します。

区 分	トラフィック軽減無料日数
800,000円未満	2
800,000円～1,599,999円	5
1,600,000円以上	10

- 4 当社は、この機能におけるトラフィック軽減に係る日数が備考3のトラフィック軽減無料日数を超えた場合には、そのインターネットGW契約者に対し、次表の加算料を適用します。

加算料に係る区分	単 位	料金額
トラフィックの軽減に係るもの（DPS Core又はDPS Detectによるものに限りです。）	トラフィックの軽減を実施した日数（備考3のトラフィック軽減無料日数を減じた日数とします。）ごとに	100,000円 (110,000円)

備考

- 1 当社は、トラフィックの軽減をインターネットGW契約者からの請求に基づき実施し、当社の判断により終了します。
- 2 トラフィックの軽減を実施した日数は24時間を単位とします。この場合において、トラフィックの軽減を実施していた時間を24で除し、24時間未満となる端数が生じた場合は、その端数を切り上げて適用します。
- 3 当社は、インターネットGW契約者からトラフィックの軽減の請求（ポータルサイトからの請求に限ります。）があったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して15分以内に、そのインターネットGW契約者に応答することとします。この場合において、当社は、当社が応答を発信した時点で、応答が完了したものとします。
- 4 当社は、3に定める応答が当社の責めに帰すべき理由により15分を超えた場合であって、当社の応答した日から起算して60日以内にそのインターネットGW契約者から請求があったときは、そのトラフィックの軽減に係る加算料の50%を返還します。

- 5 当社は、インターネットGW契約者（DPS Maxに係る者に限ります。以下備考5から備考7において同じとします。）に、次表のトラフィック軽減無料時間（分）を含めてこの機能（DPS Maxに限ります。以下備考5から備考7において同じとします。）を提供します。

区 分	トラフィック軽減無料時間（分）
Small	500
Medium	1,000
Large	2,000
Extra Large	4,000
Custom	4,000を超えるものであって別に算定する時間（分）

- 6 当社は、この機能におけるトラフィック軽減に係る時間が備考5のトラフィック軽減無料時間を超えた場合には、そのインターネットGW契約者に対し、次表の加算料を適用します。

加算料に係る区分		単 位	料金額
トラフィックの軽減に係るもの （DPS Maxによるものに限ります。）	Small	トラフィックの軽減を実施した時間（備考5のトラフィック軽減無料時間を減じた時間（分）とします。）ごとに	800円 （880円）
	Medium	トラフィックの軽減を実施した時間（備考5のトラフィック軽減無料時間を減じた時間（分）とします。）ごとに	700円 （770円）

Large	トラフィックの軽減を実施した時間（備考5のトラフィック軽減無料時間を減じた時間（分）とします。）ごとに	550円 (605円)
Extra Large	トラフィックの軽減を実施した時間（備考5のトラフィック軽減無料時間を減じた時間（分）とします。）ごとに	450円 (495円)
Custom	トラフィックの軽減を実施した時間（備考5のトラフィック軽減無料時間を減じた時間（分）とします。）ごとに	別に算定する 金額

備考

- 1 当社は、この機能に係るトラフィックの軽減（その開始及び終了が自動となるものを除きます。）について、インターネットGW契約者からの請求に基づき実施し、当社の判断により終了します。
- 2 トラフィックの軽減を実施した時間は分単位とします。この場合において、1のトラフィックの軽減を実施した時間に1分未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 3 当社は、インターネットGW契約者からトラフィックの軽減の請求（ポータルサイトからの請求に限ります。）があったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して15分以内に、そのインターネットGW契約者に応答することとします。この場合において、当社は、当社が応答を発信した時点で、応答が完了したものとします。
- 4 当社は、3に定める応答が当社の責めに帰すべき理由により15分を超えた場合であって、当社の応答した日から起算して60日以内にそのインターネットGW契約者から請求があったときは、そのトラフィックの軽減に係る加算料の50%を返還します。
- 7 当社及びインターネットGW契約者は、この機能について、この機能を利用する電気通信回線の合計数が増加し、基本料を適用する区分に見合わなくなったときは、基本料を適用する区分の変更について協議するものとします。
- 8 この機能は、JPNAPに係る通信には提供しません。
- 9 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、協定世界時を用いて計算します。
- 10 当社は、この機能に係るトラフィックの軽減及びパケットの破棄の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生するインターネットGW契約者又は第三者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 11 この機能の利用等により、通信の切断等が発生する可能性があることについて、インターネットGW契約者はあらかじめ同意するものとします。

(4) セキュリティ機能

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択（アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。）されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能	V B B S タイプに係るもの	1 のライセンス ごとに月額	250円 (275円)
	I W S a a S タイプに係るもの	1 のライセンス ごとに月額	400円 (440円)

備考

- 1 この機能は、OCNタイプに係るインターネットGW契約者に限り提供しません。
- 2 この機能は、JPNAPに係る通信には提供しません。
- 3 この機能（VBBSタイプに係るものに限り。）において利用できるライセンス数は、5以上とします。
- 4 インターネットGW契約者は、VBBSタイプとIWSaaSタイプとの間の相互間の変更は行うことができません。
- 5 この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供するものとします。
- 6 この機能（VBBSタイプに係るものに限り。）の利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。
- 7 この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、現にそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限りします。
- 8 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 9 電子メール等の送受信メッセージに含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除を行うことができる機能は、VBBSタイプに限り提供します。
- 10 この機能（IWSaaSタイプに係るものに限り。）のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
- 11 当社は、共通編第32条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、インターネットGW契約者がこの機能を利用できなくなった場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。

2 ISPプラットフォーム契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容								
(1) ISPプラットフォームサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、ISPプラットフォームサービスの需要と供給の見込み等を考慮してISPプラットフォームサービス区域を設定します。								
(2) 定額利用料の適用	<p>ア ISPプラットフォームサービスの定額利用料は、その品目ごとに利用速度が次の表に定める基本料適用速度までの場合(利用速度が0の場合を含みます。)は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその加算料適用速度に対応する加算料を合算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th>基本料適用速度</th> <th>加算料適用速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサタイプ</td> <td>10Gb/s</td> <td>1,000Mbit/s</td> <td>利用速度が1,000Mbit/sを超えて10,000Mbit/sまでの部分について1Mbit/sまでごとに</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、ISPプラットフォームサービスについては、代表課金(同一の冗長化グループに所属する複数の契約者回線又は他網接続ポートに係る定額利用料を合算して、1のISPプラットフォーム契約に適用することをいいます。以下同じとします。)を適用します。</p> <p>ウ イの場合、網型タイプについては、センタータイプに係る契約者回線により代表課金を構成するものとし、線型タイプについては、他網接続タイプに係る他網接続ポートにより代表課金を構成するものとしします。</p>	品 目		基本料適用速度	加算料適用速度	イーサタイプ	10Gb/s	1,000Mbit/s	利用速度が1,000Mbit/sを超えて10,000Mbit/sまでの部分について1Mbit/sまでごとに
品 目		基本料適用速度	加算料適用速度						
イーサタイプ	10Gb/s	1,000Mbit/s	利用速度が1,000Mbit/sを超えて10,000Mbit/sまでの部分について1Mbit/sまでごとに						
(3) 利用速度の測定等	<p>ア ISPプラットフォームサービスに係る利用速度は、次の表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大送信速度</td> <td>測定対象期間において、契約者回線の終端又は他網接続ポートから交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td>最大受信速度</td> <td>測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端又は他網接続ポートへの伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端又は他網接続ポートから交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端又は他網接続ポートへの伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値		
区 分	内 容								
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端又は他網接続ポートから交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値								
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端又は他網接続ポートへの伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値								

	<p>イ 代表課金を適用する I S Pプラットフォームサービスに係る利用速度の測定は、代表課金を構成する複数の契約者回線又は他網接続ポートの通信速度を合算して利用速度を測定します。</p> <p>ウ アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。</p> <p>この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。</p> <p>(イ) 料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。</p> <p>この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。</p> <p>エ 当社は、利用速度に 1 Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ただし、小数第 1 位が 0 の場合は、その端数を切り捨てます。</p>
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア I S Pプラットフォームサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ I S Pプラットフォーム契約者は、最低利用期間内に I S Pプラットフォーム契約の解除があった場合は、第29条（I Pバックボーンサービスに係る料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
(5) 付加機能利用料の適用	<p>当社は、2-2-2に規定する付加機能利用料は、1の I S Pプラットフォーム契約者ごとに適用します。</p>
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料は、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった部分の通信速度の測定値を 0 とみなして算定して得た額とします。</p>

2-2 料金額

2-2-1 定額利用料

当社が別に算定する金額

2-2-2 付加機能利用料

(1) トラフィック制御機能

区 分		単 位	料 金 額
この機能を利用する I S P プラットフォーム契約者の契約者回線又は他網接続ポートにふくそうが発生し、又は発生するおそれがある場合に、その通信を制御することを可能とする機能	10Gb/sのもの	1 の申込みごとに月額	別に算定する金額
	100Gb/s の も の	1 の申込みごとに月額	別に算定する金額
備考			
<p>1 この機能を利用する I S P プラットフォーム契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月である場合は、1 料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。</p> <p>2 当社は、区分の変更があったときは、その変更があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の区分に係る料金を適用します。</p> <p>3 当社は、この機能による通信の制御の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>4 この機能の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。</p> <p>5 この機能の利用により、通信の切断等が発生する可能性があることについて、I S P プラットフォーム契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第29条（I P バックボーンサービスに係る料金等の支払義務）又は第31条（責任の制限）の規定を準用します。この場合において、当社は、支払いを要しない料金又は賠償する額の算出にあたり、この機能に係る付加機能利用料を日割します。</p>			

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" data-bbox="571 607 1299 902"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ネットワーク工事費</td> <td>I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ アクセス回線工事費</td> <td>回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア ネットワーク工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	ネットワーク工事費等の適用						
ア ネットワーク工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。						
イ アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。						
(3) 区別等の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 区別等の変更の場合の工事費は、変更後の区別等に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ 加入者回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の加入者回線の設置等に関する工事について適用します。</p> <p>ウ 回線収容部の変更又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続等に関する工事について適用します。</p>						
(4) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、インターネットGWサービス（契約者回線等による区分がNTTCom光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワイド利用に係るものに限り。）について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 現地調査報告には次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="571 1368 1299 1993"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td> <td>I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</td> </tr> <tr> <td>現地調査報告兼お客様工事依頼報告</td> <td>I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行う</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。	現地調査報告兼お客様工事依頼報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行う
区 分	内 容						
写真付き現地調査報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。						
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行う						

	<table border="1" data-bbox="576 264 1297 309"> <tr> <td data-bbox="576 264 890 309"></td> <td data-bbox="890 264 1297 309">ことをいいます。</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、IP通信網契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のインターネットGWサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) IP通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、IP通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ ウ及びエのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>		ことをいいます。		
	ことをいいます。				
(5) 割増工事費の適用	<p>当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIPバックボーンサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります(ただし、(4)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる現地調査を行う時間帯と同じとみなします。)。この場合の割増工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="576 1171 1297 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 1171 975 1227">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="975 1171 1297 1227">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 1227 975 1413">午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)</td> <td data-bbox="975 1227 1297 1413">その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(6) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、インターネットGWサービス(契約者回線等による区分がNTTCom光アクセス利用又はNTT東日本・西日本ワイド利用のものに限り)について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、IP通信網契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのIP通信網契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事</p> <p>(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に加入者回線の設置場所において行う調査(ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。)</p>				

	<p>ウ I P通信網契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ I P通信網契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、I P通信網契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のインターネットGWサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ I P通信網契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) I P通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、I P通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>なお、当社が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限りです。</p> <p>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
(7) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>付加機能（大量通信制御機能）に係る閾値チューニング（コンサルティングなし）に関する工事又は通知先情報の変更に関する工事であって、インターネットGW契約者がポータルサイトから請求したもの。</p>
(8) 開通サポート工事費の適用	<p>当社は、本表(7)欄の規定にかかわらず、本表(2)欄から(6)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とI P通信網契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>
(9) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

IPバックボーンサービスの提供の開始、回線収容部の変更、区別等の変更、加入者回線若しくは契約者回線の設置若しくは移転、他社接続契約者回線の接続の変更、所属VPNグループの変更、他網接続ポートの変更、他網接続ポートとの多重通信に係る論理回線の設定、加入者回線のインタフェースの変更、ブラックホール機能の利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ネットワーク 工事費	ア イからクまで以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	別に算定する実費	
	イ 付加機能(上限伝送速度設定機能)に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)	
	ウ 付加機能(DNS機能)に関する工事の場合	プライマリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	11,000円 (12,100円)
		セカンダリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
		上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	エ 付加機能(大量通信制御機能(タイプ1))に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)
		変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)
		閾値チューニング(コンサルティングあり)に関する工事の場合	1の工事ごとに	500,000円 (550,000円)
		閾値チューニング(コンサルティングなし)に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)

	通知先情報の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)
オ 付加機能 (大量通信制御機能 (タイプ2)) に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)
	変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)
	閾値チューニング (コンサルティングあり) に関する工事の場合	1の工事ごとに	500,000円 (550,000円)
	閾値チューニング (コンサルティングなし) に関する工事の場合	1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)
	通知先情報の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)
カ 付加機能 (大量通信制御機能 (GINタイプ1に係るもの)) に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
	変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
キ 付加機能 (セキュリティ機能) に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
	上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
ク 付加機能 (トラフィック制	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	別に算定する実費

	御機能) に関する工事の場合	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
アクセス回線工事費			1の契約ごとに	別に算定する実費
現地調査報告工事費			1の工事ごとに	別に算定する実費
訪問時刻指定工事費			1の指定する 指定時刻ごとに	別に算定する実費
開通サポート工事費			1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレスの登録又は変更登録に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
新たにIPアドレスの登録をする場合の料金	1の登録ごとに	5,500円 (6,050円)
登録済IPアドレスの変更登録をする場合の料金	1の変更登録ごとに	1,000円 (1,100円)

第2 ドメイン名の登録又は変更登録に関する料金

ア 汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1のドメインごとに	4,500円 (4,950円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1のドメインごとに	1,000円 (1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1のドメインごとに年額	3,500円 (3,850円)

イ 属性型JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1のドメインごとに	5,762円 (6,338.2円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1のドメインごとに	1,000円 (1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1のドメインごとに年額	3,500円 (3,850円)

第3 コネクティビティ使用料

1 適用

区 分	内 容
コネクティビティ使用料の適用	コネクティビティ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

1の電気通信回線に接続する1のコネクティビティごとに月額

区 分	料 金 額
コネクティビティ使用料	10,000円 (11,000円)

第4 コネクティビティ工事費

区 分	単 位	工事費の額
ア 別棟との間のコネクティビ		別に算定する実費

ティに関する工事の場合		
イ 上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)

第5 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容														
(1) 回線制御装置の種別等に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。</p> <p>ア 回線制御装置の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VPN型</td> <td>IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能（その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）を有する装置</td> </tr> <tr> <td>UTM型</td> <td>ファイアウォール機能又はUTM型セキュリティサービス（2（料金額）に規定するものをいいます。）を利用することができる機能を有する装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 UTM型が提供する機能は、その装置を介して行われる通信の安全性を全て保証するものではありません。</p> <p>イ 回線制御装置の種類</p> <p>(ア) VPN型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BP-I型</td> <td>電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が1のもの</td> </tr> <tr> <td>BP-II型</td> <td>電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のもの並びにIPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が28又は98のものであって、BP-III型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>BP-III型</td> <td>電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が98のもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	VPN型	IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能（その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）を有する装置	UTM型	ファイアウォール機能又はUTM型セキュリティサービス（2（料金額）に規定するものをいいます。）を利用することができる機能を有する装置	種 類	内 容	BP-I型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が1のもの	BP-II型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のもの並びにIPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が28又は98のものであって、BP-III型以外のもの	BP-III型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が98のもの
種 別	内 容														
VPN型	IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能（その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）を有する装置														
UTM型	ファイアウォール機能又はUTM型セキュリティサービス（2（料金額）に規定するものをいいます。）を利用することができる機能を有する装置														
種 類	内 容														
BP-I型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が1のもの														
BP-II型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のもの並びにIPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が28又は98のものであって、BP-III型以外のもの														
BP-III型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が98のもの														

B P -IV型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX及び1000BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が99以上のもの
----------	--

(イ) UTM型
スタンダード型

種 類	内 容
スタンダード型	ファイアウォール機能及びUTM型セキュリティサービスを利用できるもの
スタンダードII型	使用に適したLAN側のノード数の上限が概ね100のもの
備考 スタンダードII型は、2（料金額）の2-2-3に定めるベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能を利用する場合に限り提供します。	

(2) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用

当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
保守タイプ1	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ3	保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの

備考

	<p>1 この表(2)欄において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>2 UTM型のスタンダードII型については、保守タイプ2及び保守タイプ3に限り提供します。</p> <p>3 保守タイプ3に係る回線制御装置については、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置を利用するインターネットGW契約者に限り提供します。この場合、保守タイプ3に係る回線制御装置の種別及び種類は、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置の種別及び種類と同一のものとします。</p> <p>4 当社は、インターネットGW契約者から請求があったときは、次に掲げるものに限り、回線制御装置の保守の区別の変更を行います。</p> <p>(1) 保守タイプ0から保守タイプ1又は保守タイプ2への変更</p> <p>(2) 保守タイプ1と保守タイプ2との間の相互の変更</p>
(3) 回線制御装置使用料の適用	回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 VPN型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
BP-I型	2,500円 (2,750円)	2,900円 (3,190円)	3,000円 (3,300円)	2,100円 (2,310円)
BP-II型	5,800円 (6,380円)	6,800円 (7,480円)	7,300円 (8,030円)	5,000円 (5,500円)
BP-III型	9,500円 (10,450円)	11,000円 (12,100円)	11,500円 (12,650円)	8,000円 (8,800円)
BP-IV型	26,000円 (28,600円)	26,500円 (29,150円)	27,000円 (29,700円)	26,000円 (28,600円)

2-1-2 UTM型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額	
	保守タイプ2	保守タイプ3
スタンダードII型	8,400円 (9,240円)	6,700円 (7,370円)

2-2 オプションサービス利用料

2-2-1 バックアップ設定サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
バックアップ設定サービス	500円 (550円)
備考	
<p>1 「バックアップ設定サービス」とは、回線制御装置に通常に收容される電気通信回線（以下この表において「通常回線」といいます。）のほか、他の電気通信回線（以下この表において「予備回線」といいます。）が收容されることを条件として、通常回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、予備回線に切り替えるサービスをいいます。</p> <p>2 バックアップ設定サービスは、VPN型のBP-II型に限り提供します。 ただし、保守タイプ0については、バックアップ設定サービスを提供しません。</p> <p>3 バックアップ設定サービスに必要な電気通信サービスの料金等については、インターネットGW契約者に負担していただきます。</p>	

2-2-2 簡易設定変更サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額
VPN型に係るもの	BP-I型	1,000円 (1,100円)
	BP-II型	1,000円 (1,100円)
	BP-III型	3,000円 (3,300円)
	BP-IV型	8,000円 (8,800円)
UTM型に係るもの	ルーター機能及びセキュリティ機能の設定に係るもの	スタンダードII型のもの 8,200円 (9,020円)
備考 「簡易設定変更サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置の設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。		

2-2-3 UTM型セキュリティサービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額	
		ベーシック セット機能	ファイアウォール セット機能
セット機能	ベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能	9,900円 (10,890円)	6,600円 (7,260円)

セキュリティ 対策機能	I P S（不正侵入対策）機能	セットに含む	セットに含む
	W e b ウイルス対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	ウイルスメール対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	スパムメール対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	有害サイト対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	月次定型レポート機能	7,500円 (8,250円)	7,500円 (8,250円)
	月次分析レポート機能	38,000円 (41,800円)	38,000円 (41,800円)
	リアルタイムイベント通知機能	7,600円 (8,360円)	セットに含む
	セキュリティアップデート管理機能	7,600円 (8,360円)	7,600円 (8,360円)
	不正アクセスログ機能	3,500円 (3,850円)	3,500円 (3,850円)
	Ping監視機能	—	—

備考

- 1 U T M型セキュリティサービスとは、回線制御装置（U T M型に限ります。）が有する各種セキュリティ対策機能を利用することが出来るものをいいます。
- 2 ベーシックセット機能とは、I P S（不正侵入対策）機能、W e b ウイルス対策機能、ウイルスメール対策機能、スパムメール対策機能及び有害サイト対策機能を同時に利用することが出来るものをいいます。
- 3 ファイアウォールセット機能とは、I P S（不正侵入対策）機能及びリアルタイムイベント通知機能を同時に利用することが出来るものをいいます。
- 4 U T M型セキュリティサービスは、U T M型のスタンダードⅡ型に限り提供します。
この場合、当社は、セット機能に限り提供します。
ただし、セット機能と合わせて利用する場合は、セット機能及びそのセット機能に含まれないセキュリティ対策機能を提供します。
- 5 セキュリティ対策機能に係る機能（セット機能に含まれるセキュリティ対策機能に限ります。）と、セット機能に係る機能は重複して申込みを行うことはできません。
- 6 当社は、セット機能を提供する場合は、ベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能のどちらか一方に限り提供します。
- 7 当社は、インターネットGW契約者からセット機能の廃止の申込みがあった場合は、そのセット機能に係る全ての機能を廃止します。
- 8 回線制御装置の保守の区別が保守タイプ3のものについては、U T M型セキュリティサービスの料金を適用しません。

第6 回線制御装置手数料

1 適用

区 分	内 容
回線制御装置手数料の適用	インターネットGW契約者は、回線制御装置に係る簡易設定変更サービスの利用の請求をし、その提供を受けたときは、2（料金額）に規定する回線制御装置手数料の支払いを要します。 ただし、回線制御装置の工事と同時に簡易設定変更サービスの利用を開始する場合は、回線制御装置手数料の支払いを要しません。

2 料金額

簡易設定変更サービスに係るもの

区 分		単 位	料 金 額
VPN型に係るもの		1台ごとに	5,000円 (5,500円)
UTM型に係るもの	サービスの設定が営業時間に行われた場合	1台ごとに	5,000円 (5,500円)
	サービスの設定が土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午後5時から午後10時までに行われた場合	スタンダードII型 1台ごとに	29,000円 (31,900円)
	上記以外の場合	スタンダードII型 1台ごとに	35,000円 (38,500円)

備考

- この表において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。
- この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。

第7 回線制御装置工事費

区 分	単 位	工事費の額
回線制御装置工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第8 トラフィックレポート一括ダウンロード利用料

1 適用

区 分	内 容
(1) トラフィックレポート一括ダウンロード利用料の適用	<p>ア ISPプラットフォーム契約者は、次に掲げる期間について、トラフィックレポート一括ダウンロード利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、別記4の(12)の規定に該当するときを除いて、トラフィックレポート一括ダウンロード利用料を日割しません。</p> <p>(ア) トラフィックレポート一括ダウンロードの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から支払いを要します。</p> <p>(イ) トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった日の前日を含む料金月まで支払いを要します。</p>

	<p>イ アに規定するほか、トラフィックレポート一括ダウンロード利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(2) 最低利用期間内に廃止があった場合等の料金の適用	<p>ア ISPプラットフォーム契約者は、最低利用期間内において、トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった場合は、この表の(1)欄の規定にかかわらず、残余の期間に対応するトラフィックレポート一括ダウンロード利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ アの場合、残余の期間は、次のとおり起算するものとします。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった日を含む料金月の翌料金月から起算します。</p> <p>(イ) トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった日が料金月の初日である場合 トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった日を含む料金月から起算します。</p> <p>ウ ISPプラットフォーム契約者は、トラフィックレポート一括ダウンロードの提供を開始した日を含む料金月において、トラフィックレポート一括ダウンロードの廃止があった場合は、この表の(1)欄の規定にかかわらず、12カ月分のトラフィックレポート一括ダウンロード利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

1のログインIDごとに月額

区 分	料 金 額
トラフィックレポート一括ダウンロード利用料	300,000円 (330,000円)

第9 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。